

第16号

新風会だより

発行：平成26年9月1日

いそぎ陽輔新風会

大分市長浜町 2-12-10

TEL 097(535)8260

<http://www17.ocn.ne.jp/~isozaki/>

ヨウスケが行く



参議院議員

磯崎 陽輔



こんにちは、磯崎陽輔です。

安倍内閣は、7月1日に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」閣議決定しました。安全保障に関する法制には難しい問題が多く含まれているので、皆さんの理解に資するため、今回の「新風会だより」は安全保障を特集しました。

安全保障法制の整備については、平時におけるグレーゾーンの問題、国連決議に基づく集団安全保障やPKOなどの問題、テロからの邦人救出の問題など多くの緊急課題があります。決して集団的自衛権の問題だけではないのですが、やはり集団的自衛権が議論の焦点になっています。憲法第9条との問題が大きく絡んでくるからです。

「集団的自衛権の行使を認めると戦争に巻き込まれる。」などの根拠のない批判も行われています。我が国は、自衛隊の創設以来個別的自衛権を有していますが、60年間一度も行使したことの無い平和国家です。今回も、「限定容認論」を採用し、我が国の存立を全うし、国民を守る場合に限り、必要最小限度の自衛の措置としての集団的自衛権の行使を容認したに過ぎません。それも、第三国から我が国に対する武力行使(侵略)等が行われる明白な危険がなければ、行使されるものではありません。

「一内閣が勝手に閣議決定によって集団的自衛権の行使を認めて良いのか。」というためにする批判も、行われています。閣議決定は、飽くまで政府与党の意思統一をするために行われたものです。実際に自衛隊が集団的自衛権を行使できるようにするためには、自衛隊法の改正など、今後、関連法案を作成し、国会において時間を掛けた議論が行わ

れる必要があります。閣議決定は、議論の終わりではなく、議論の始まりです。

集団的自衛権は、個別的自衛権とともに、国連憲章により認められた全ての加盟国が保持する固有の権利です。スイスなどの永世中立国を除き、日本以外の全ての国において行使が可能です。集団的自衛権の行使容認により、日本が世界の国と同等になるだけのことです。また、集団的自衛権は、その名のとおり「権利」であって、決して「義務」ではなく、行使するかどうかは、万一の場合、その時の政府と国会が慎重に判断することになります。

「なぜ憲法改正をしないでいいのか。」という疑問があります。このことは、最も重要なポイントです。それをきちんと説明したのが、閣議決定なのです。我が国では、憲法第9条の下、個別的自衛権でさえ、政府の憲法解釈により、必要最小限度の範囲内ではしか行使できないこととされています。現在、国際関係が複雑化し、軍事技術が進展する中で、直接我が国が武力攻撃を受けた場合でなくとも、その明白な危険がある場合においては、我が国の存立を全うするための自衛の措置としての集団的自衛権の行使であれば、憲法の許容する「必要最小限度の範囲内」に含まれると考えたところです。憲法の許容する憲法解釈の変更であれば、憲法改正は、当然必要ありません。

集団的自衛権の行使容認により、自衛隊が大きく変わるわけではありません。切れ目のない安全保障法制を整備することにより、我が国があらゆる事態に備えることを内外に明らかにし、「抑止力」を高めることが最大の目的です。また、アメリカ以外の友好国とも安全保障対話を行い、平時の共同訓練もより積極的にできるようになります。決して軍備を拡張し、軍事的な緊張を高めようとするものではありません。

我が国の平和主義は、貫かねばなりません。そのためには、あらゆる事態に隙間なく対応できる体制を整えておく必要があります。じっとしているだけでは、本当の平和は保てません。多くの国と協調しながら、世界の平和と我が国の平和を守っていく必要があります。それが、積極的平和主義です。今後、国会を中心に、安全保障議論が白熱してきます。是非安倍内閣の安全保障政策に御理解をいただきたいと思えます。

安全保障法制整備に関する閣議決定の概要

7月1日、政府は、安全保障法制整備に関する与党協議会の合意に基づき、「**国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について**」閣議決定しました。その概要は、次のとおりです。

1 武力攻撃に至らない侵害への対処（グレーゾーン）

(1) 警察や海上保安庁が直ちに対応できない場合の対応

○武装集団などによる国境離島への上陸等に対処するため、自衛隊の海上警備行動や治安出動が迅速に実施できるよう検討します。

(2) 平時の米艦防護

○自衛隊と連携して日本の防衛に資する活動に従事する米艦等を防護することができるよう法整備します。

2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

(1) 集団安全保障（後方支援）

○国連の決議に基づいて国際社会の平和と安定のために活動する多国籍軍に対し、後方における補給、輸送等の支援活動をより円滑に実施できるよう法整備を進めます。

(2) 国際的な平和協力活動（PKO・邦人救出）

○PKO等の国際的な平和協力活動に積極的に参加できるようにするため、我が国のNGOや他国部隊に対する駆け付け警護に伴う武器使用や任務遂行のための武器使用のほか、領域国の同意に基づく邦人救出ができるよう法整備を進めます。

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置（集団的自衛権）

○憲法第9条の下において認められる「武力の行使」については、今後、

①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。

②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと。

③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。

という新たな三要件に該当する場合に限定（限定容認論）します。

○原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記します。

4 今後の国内法整備の進め方（国内法の整備）

○自衛隊が活動するには根拠となる法律が必要です。あらゆる事態に切れ目のない対応ができるように法案の作成作業を開始し、準備ができ次第、国会に提出します。

一問一答

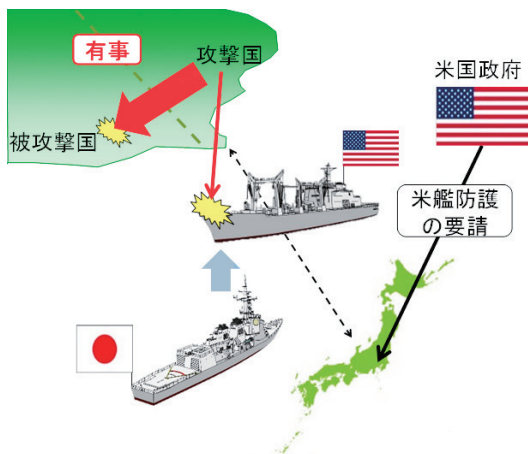
国家安全保障の議論は、国の根本に関わるものであり、正確に国民の皆さんに理解していただかなければなりません。今回の閣議決定について皆様からよく頂く疑問にお答えします。

(問) そもそも集団的自衛権とは何ですか？

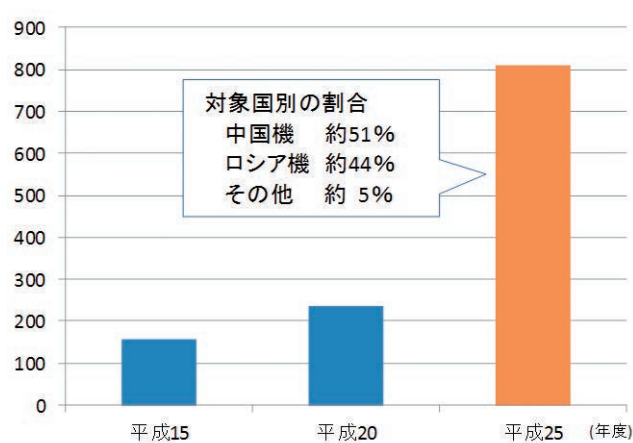
(答) 集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することができる国際法上の権利です。国連憲章第51条でも、全ての加盟国に認められています。

しかし、憲法第9条はこのような活動の全てを許していません。今回の閣議決定は、日本を取り巻く安全保障環境がますます厳しさを増す中、国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るために必要最小限度の自衛のための措置として集団的自衛権を認めました。決して他国の防衛を目的とするものではありません。

●集団的自衛権の例（武力攻撃を受けている米艦の防護）



●航空自衛隊の緊急発進（スクランブル）実施回数



(問) 今回の閣議決定で議論は終わりなのですか？

(答) 今回の閣議決定により自衛隊が活動できるようになるわけではなく、実際に自衛隊が活動できるようにするためには、根拠となる法律の整備が必要です。今後、閣議決定の方針に基づき、法案を作成し、国会において十分な審議をお願いしていきます。

(問) 歯止めがあいまいで、政府の判断次第で武力の行使が無制約に行われるのではないですか？

(答) 「新三要件」が、憲法上の明確な歯止めとなっています。かつての湾岸戦争やイラク戦争のような戦闘に自衛隊が参加することはありません。さらに、法案においても実際の行使は国会承認を求めるとし、国会によるチェックの仕組みを明確にします。

(問) 今回の閣議決定により、必要ないあつれきを生み、戦争になるのではないですか？

(答) 総理や大臣が、世界を広く訪問して日本の考え方を説明し、多くの国々から理解と支持を得ています。万が一の事態への備えを十分にしておくこと（抑止力）により、かえって紛争が予防され、日本が戦争に巻き込まれるリスクは少なくなっています。

ホームページで、活動記録を御覧いただけます。

<http://www17.ocn.ne.jp/~isozaki/>

携帯サイトは、右のQRコードからアクセスしてください。メルマガ会員も、募集しています。



新風会ひろば



小鹿田焼窯元若手経営者の皆さんと



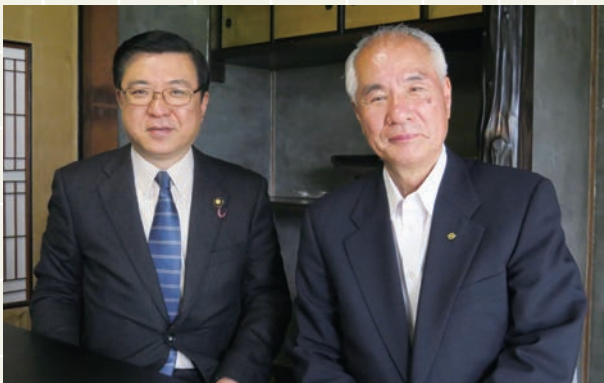
NHK「ニュースウォッチ9」に出演



オランダの核安全サミットで米国エネルギー長官と



大分市での国政報告会



城下かれい祭りで工藤日出町長と



自民党大分県連リーダーシッププログラムで講演

自民党に入党して、磯崎陽輔を支えてください。

自民党では、現在、党员獲得運動を行っています。議員ごとに党员獲得目標が定められ、当支部は、1,000人とされています。

つきましては、磯崎陽輔が支部長を務める自民党参議院選挙区第一支部に入党いただき、磯崎陽輔の活動を支えていただくようお願いします。

また、既に党员になっていらっしゃる方も、是非とも御家族の入党に御協力をお願いします。

◆入党資格◆

- 1 わが党の綱領、主義、政策等に賛同される方
- 2 満18歳以上で日本国籍を有する方
- 3 他の政党の党籍を持たない方

一般党员 党費年額 4,000円
 家族党员 党費年額 2,000円

※入党申込書を送付させていただきますので、事務所まで御連絡ください。